

# 平成 15 年 度 個 人 情 報 保 護 施 行 状 況 報 告 書

## 1 個人情報保護制度の運用状況

### (1) 請求状況

平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの保有個人情報の開示請求の件数は 14 件、訂正請求は 1 件、利用停止請求は 0 件で、合計 15 件です。

請求件数を部別でみると、教育委員会 9 件、市民病院 3 件、市民経済部 2 件、健康福祉部 1 件となっています。

### (2) 開示決定等の状況

本人開示決定等の状況は、全部開示 9 件、一部開示 4 件、不開示 1 件、不存在 1 件です。

訂正決定等の状況は、却下が 1 件です。

### (3) 不開示情報の状況

一部開示又は不開示とされた事案を不開示情報別にみると、開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれに関する情報（条例第 17 条第 2 号）1 件、開示請求者以外の個人に関する情報（条例第 17 条第 3 号）1 件、審議・検討に関する情報（条例第 17 条第 6 号）3 件、事務・事業に関する情報（条例第 17 条第 7 号）4 件、不存在（条例第 21 条第 2 項）1 件となっています。

### (4) 不服申立ての状況

異議申立ての件数は、1 件です。

## 2 個人情報の本人開示実施状況一覧表

整理番号	受付日	区分	担当課等	開示(訂正)請求等に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他保有個人情報を特定するに足る事項	開示請求等に係る保有個人情報が記録されている公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示等しないこととした部分	開示等しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
1	5月1日	開示請求	教育委員会 学校教育課	春日井市教育委員会の自己に対する処分内申に関するすべての文書	教員の処分について(内申)	6月4日	一部開示	市教育委員会の意見、意見書、学校長意見書	条例第17条第6号及び第7号ア、オに該当	市教育委員会の意見・意見書 学校長意見書は、処分に関する審議・検討・協議に関する情報であって、開示することにより、内部または所属長・市教育委員会・県教育委員会相互の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。市教育委員会の意見・意見書 校長意見書は、処分の内容を決定する際の資料となる評価に関するものであり、開示されると公正かつ円滑に評価を行うことができなくなるおそれあり ひいては、人事管理上の意思決定等の事務事業の適切な執行に著しい支障を生ずるおそれがあるため。	期間延長
2	5月1日	開示請求	教育委員会 学校教育課	春日井市教育委員会の自己に対する処分 懲戒処分の内申について」と題する愛知県教委への回答に関するすべての文書	懲戒処分の内申について(回答)	6月4日	全部開示				期間延長
3	5月13日	開示請求	教育委員会 学校教育課	中学校で発生した私の子 にかかる問題行動報告書	児童生徒に係る問題行動報告書	5月27日	一部開示	開示請求者以外の氏名・年齢・学年組	条例第17条第3号	氏名・年齢・学年組は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため	
4	5月30日	開示請求	教育委員会 学校教育課	が愛知県教育委員会から戒告処分を受けた。それに関して春日井市教育委員会が保有する文書すべて	欠勤の速報について、教員の懲戒処分について(報告)	7月10日	全部開示				期間延長
					非違行為について(報告) 教員の処分について(内申)	7月10日	一部開示	学校長意見書、市教育委員会の意見、意見書	条例第17条第6号に該当及び同条第7号ア、オに該当	市教育委員会の意見・意見書 学校長意見書は、処分に関する審議・検討・協議に関する情報であって、開示することにより、内部または所属長・市教育委員会・県教育委員会相互の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。市教育委員会の意見・意見書 校長意見書は、処分の内容を決定する際の資料となる評価に関するものであり、開示されると公正かつ円滑に評価を行うことができなくなるおそれあり ひいては、人事管理上の意思決定等の事務事業の適切な執行に著しい支障を生ずるおそれがあるため。	

整理番号	受付日	区分	担当課等	開示(訂正)請求等に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他保有個人情報を特定するに足りる事項	開示請求等に係る保有個人情報が記録されている公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示等しないこととした部分	開示等しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
5	6月6日	訂正請求	教育委員会 学校教育課	2003年6月4日に開示を受けたもの	【訂正を求める内容】 左記文書のすべてを削除	8月4日	訂正に応じない決定(却下決定)			訂正請求の趣旨(春日井市個人情報保護条例第29条第1項第3号)が不特定のため	異議申立て、期間延長
6	7月8日	開示請求	市民病院 医事課	私の市民病院泌尿器科に受診した際のカルテ	市民病院泌尿器科に受診した際のカルテ	7月17日	全部開示				
7	9月25日	開示請求	教育委員会 学校教育課	の聴力検査に関する件について(経過)のわかる文書	聴力検査に関する件について(経過)	10月30日	全部開示				期間延長
8	10月2日	開示請求	教育委員会 学校教育課	の健康診断事前調査票、緊急連絡カード、保健調査、児童指導参考表、健康カード(けんこうのきろく)	結核検診問診票、緊急連絡カード、保健調査、児童指導参考表、けんこうのきろく	10月30日	全部開示				期間延長
9	10月6日	開示請求	教育委員会 学校教育課	の心の教室相談記録(相談内容が分かる物)	心の教室相談員相談記録票	10月30日	不開示		条例第17条第2号、第7号に該当	未成年者の法定代理人による相談内容等の開示請求について、開示することにより当該未成年者の生活を害するおそれがあるため。さらに、開示することにより心の教室相談事業の円滑な遂行に支障を及ぼすため。	期間延長
10	10月6日	開示請求	市民病院 医事課	春日井市民病院の整形外科に受診した際のカルテ	市民病院整形外科に受診した際のカルテ	10月16日	全部開示				
11	10月9日	開示請求	市民病院 医事課	私のカルテ及び検査結果すべて(外科)	市民病院外科に受診した際のカルテ及び検査結果	10月22日	全部開示				
12	10月9日	開示請求	市民経済部 市民課	平成 年 月 日に提出された私の住所変更届	住所異動届	10月22日	全部開示				

整理番号	受付日	区分	担当課等	開示(訂正)請求等に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他保有個人情報を特定するに足りる事項	開示請求等に係る保有個人情報が記録されている公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示等しないこととした部分	開示等しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
13	9月25日	開示請求	市民経済部 市民課	住民票の写しの申請書 の期間に私のものを発行をしたかどうか発行日及び枚数がわかる書類	住民票の写し交付申請書	10月8日	不開示(不存在)		条例第21条第2項の保有個人情報を保有していないときに該当	請求対象期間に住民票を発行した記録が存在しないため	
14	1月16日	開示請求	教育委員会 学校教育課	教員の処分について(内申)	教員の処分について(内申)	1月30日	一部開示	市教育委員会の意見、意見書、学校長意見書	条例第17条第6号及び第7号ア、オに該当	市教育委員会の意見、意見書、学校長意見書は、処分に関する審議、検討、協議に関する情報であって、開示することにより、内部または所属長、市教育委員会、県教育委員会相互の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。市教育委員会の意見、意見書、校長意見書は、処分の内容を決定する際の資料となる評価に関するものであり、開示されると公正かつ円滑に評価を行うことができなくなるおそれがあり、ひいては、人事管理上の意思決定等の事務事業の適切な執行に著しい支障を生ずるおそれがあるため。	
15	3月10日	開示請求	健康福祉部 介護保険課	に関する 1 認定調査票、2 主治医意見書、3 一次判定結果、4 介護保険、要介護認定結果通知書 (3回分)	介護認定調査票、主治医意見書、一次判定結果、介護保険、要介護認定結果通知書	3月24日	全部開示				